

やまなしプラスチックスマート連絡協議会規約

(目的)

第1条 事業者、民間団体、行政等が一体となって、プラスチックごみ等の発生抑制に向けた取組を推進するため、やまなしプラスチックスマート連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) プラスチックごみ等の発生抑制対策に関すること。
- (2) 前号に係る環境教育及び普及啓発に関すること。
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 別表に掲げる団体等の長が指名する当該団体等に属する者
- (2) 学識経験者

(会長等)

第4条 協議会に会長1名及び副会長2名を置き、会員の互選により選出する。

2 会長は、協議会を代表し、協議会の事務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長が必要と認めるときは、第3条各号で規定する者以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務を処理するため、事務局を山梨県森林環境部環境整備課に置く。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、令和3年7月18日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年7月28日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年1月25日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

別表

(分野別五十音順)

分野	団体等
商工・経済	環境に関する企業連絡協議会
	甲府商工会議所
	富士吉田商工会議所
	山梨県商工会連合会
	山梨県中小企業団体中央会
食品流通	(公社) 食品容器環境美化協会山梨地方連絡会議
	生活協同組合パルシステム山梨 長野
	山梨流通協議会
農業	山梨県農業協同組合中央会
消費者	(一社) 山梨県消費者市民社会推進協議会
廃棄物関係	(一社) 山梨県一般廃棄物協会
	(一社) 山梨県産業資源循環協会
	(公社) 山梨県農業用廃プラスチック処理センター
環境等	海と日本プロジェクトinやまなし実行委員会
	認定NPO法人スペースふう
	認定NPO法人日本釣り環境保全連盟
	NPO法人マイプラ対策室
	山梨環境カウンセラー協会
	山梨県女性団体協議会
	山梨マイクロプラスチック削減プロジェクト
教育	山梨県高等学校長協会
	山梨県公立小中学校長会
行政	山梨県市長会
	山梨県町村会
	山梨県